

二戸市耐震改修促進計画 (第3期)

令和3年12月

二 戸 市

はじめに

1 計画策定の趣旨

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災津波）をはじめ、全国各地で地震が発生しており、本市においても建築物の耐震診断・耐震改修の促進は、引き続き取り組むべき重要な課題です。継続的に建築物の耐震診断や耐震改修の促進を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)（以下「耐震改修促進法」という。）」に基づき、「第3期二戸市耐震改修促進計画」を策定するものです。

2 策定の経緯

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われ、このうち、4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。

この地震被害を受け、平成7年に「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)」が制定されましたが、その後も大地震が続発していること、法律の実効性を高めることなどから、平成17年に同法の一部が改正され平成18年1月26日に施行され、市町村は計画を定めるよう努めるとされております。

岩手県でも、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災津波）は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波だったため、多くの人命が失われるなど、甚大な被害をもたらし、津波による被害がなかった内陸市町村においても建築物に多大な被害が生じました。

平成28年4月の熊本地震においては、旧耐震基準による建築物に加え、接合部等の規定が明確化された平成12年6月よりも前に建築された新耐震基準の木造住宅にも倒壊等の被害事例が見られました。また、塀に被害が発生した平成30年6月の大阪府北部地震や、平成30年9月の北海道胆振東部地震など、本県をはじめ全国各地で地震が発生しています。そのため、建築物の耐震診断や耐震改修の促進は、当市においても取り組むべき重要な課題であると言えます。

以上のことから、市内の建築物の耐震診断や耐震改修の促進を図ることを目的に、法第5条第7項に基づき、二戸市耐震改修促進計画（以下「促進計画」という。）を改定するものです。

第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

促進計画の目標年次を第3期岩手県耐震改修促進計画に合わせ令和3年度とし、計画期間を5年間（3年度から7年度）とします。

1 想定される地震の規模、被害の状況

- 地震調査研究推進本部地震調査委員会によると、次の「宮城県沖地震（1978年に宮城沖で発生したマグニチュード(M)7.4の地震に代表される、陸寄りの海域を震源域として繰り返し発生する大地震）」が発生する確率は、平成18年1月から10年以内では

50%程度、30年以内で99%となっています。県南部を中心に、県内の広い地域において震度5弱から震度6弱の強い揺れが想定され、当市でも同様の強い揺れが想定されます。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づき、岩手県においては、沿岸を中心として14市町村が、地震防災対策推進地域に指定されています。また、県がこれまで行った地震被害想定調査等によれば、活断層による内陸直下型地震や三陸沖北部の地震では、全市町村において、震度5弱から震度6弱の強い揺れが想定されています。

2 耐震化の現状と目標設定

(1) 住宅及び多数の者が利用する建築物

①耐震化の現状（平成30年度）

住宅・・・・・・・・・・総数10,010戸のうち6,430戸（64.2%）が耐震性有り
と推計されています。

多数の者が利用する建築物・総数23棟全てが耐震性有りと推計されています。（昭和56年6月以降に着工した建築物は新耐震基準に該当するため集計より除いています。）

②耐震化の目標（令和7年度）

住宅・・・・・・・・・・耐震化率を72.0%とすることを目標とします。

多数の者が利用する建築物・耐震化率100%を達成しています。

③耐震診断の目標

住宅・・・・・・・・・・令和7年度までに各年度15戸の耐震診断が行われることを目標とします。

多数の者が利用する建築物・昭和56年5月31日以前に着工した建築物（旧耐震基準）で耐震診断未実施のものうち、建替えや用途廃止等が決定しているものを除き、耐震診断率が100%を達成しています。

○ 住 宅

平成30年度 耐震化の現状				
住宅総数 ①	昭和55年以前 ② (耐震性有) ③	昭和56年以降 ④	耐震性有総数 ⑤(③+④)	耐震化率 ⑥(⑤/①)
10,010	3,680 (220)	6,210	6,430	64.2%

(資料：平成30年住宅・土地統計調査)

令和7年度 耐震化の目標				
住宅総数 ⑦	昭和55年以前 ⑧ (耐震性有) ⑨	昭和56年以降 ⑩	耐震性有総数 ⑪(⑨+⑩)	耐震化率 ⑫(⑪/⑦)
9,687	2,950 (235)	6,736	6,971	72.0%

○ 多数の者が利用する建築物

令和3年度 耐震化の現状				
総数 ①	昭和55年以前 ②	耐震性有 ③	昭和56年以降 ④	耐震化率 ⑤(③+④)/①
23	23	23	省略	100%

(資料：二戸地方振興局調査データによる)

(2) 多数の者が利用する市有建築物

①耐震化の現状(令和3年度)

- 市営住宅・・・耐震診断の結果、全てが耐震性有りの建築物です。
- 学 校・・・耐震診断の結果、耐震改修を実施した建築物です。
- 庁 舎・・・耐震診断の結果、耐震改修を実施した建築物です。
- 体 育 館・・・耐震診断の結果、耐震改修を実施した建築物です。
- 文化会館・・・耐震診断の結果、耐震性有りの建築物です。

②耐震化の目標

- 市営住宅・・・耐震化率は、100%を達成しています。
- 学 校・・・耐震化率は、100%を達成しています。
- 庁 舎・・・耐震化率は、100%を達成しています。
- 体 育 館・・・耐震化率は、100%を達成しています。
- 文化会館・・・耐震化率は、100%を達成しています。

③耐震診断の目標

- 耐震診断率は、100%を達成しています。

○多数の者が利用する市有建築物

令和3年度年度 耐震化の現状					
用途	総数 ①	昭和55年以前 ②	耐震性有 ③	昭和56年以降 ④	耐震化率 ⑤(③+④)/①
市営住宅	2	2	2	省略	100%
学 校	7	7	7	省略	100%
庁 舎	1	1	1	省略	100%
体 育 館	1	1	1	省略	100%
文化会館	1	1	1	省略	100%

(資料：二戸地方振興局調査データ、市調査データによる)

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断・耐震改修に係る基本的な取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が地域防災対策を自らの問題、地域の問題として、意識して取り組むことが必要です。

市では、こうした所有者等の取り組みを支援する観点から、所有者等が耐震診断・耐震改修を行いやすい環境の整備や所有者等の軽減負担のため制度を構築するなどの必要な施策を講じ、建築物の耐震化の促進を図ることを基本的な取組方針とします。

2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

市民に対して、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性や重要性について、普及啓発を積極的に行うとともに、市が創設した「二戸市木造住宅耐震診断士派遣事業」及び「二戸市木造住宅耐震改修工事助成事業」の補助制度を活用し、耐震診断と耐震改修の促進を図ります。

また、住宅の耐震化の目標達成のため、別に二戸市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定します。

○ 実績及び計画戸数

(単位：戸)

年 度	～H29	H30	R1	R2	R3～7	計
耐震診断	178	0	0	1	75	254
耐震改修	7	0	0	0	15	22

※ 令和2年度までは実績

3 安心して耐震診断及び耐震改修を行うための環境整備

市民が安心して耐震診断及び耐震改修を行うために、地域の防災性、耐震対策の重要性、必要な対策などの情報提供や岩手県、建築関係団体等と連携した普及・啓発を行います。

また、「岩手県木造住宅耐震診断士認定制度」及び「いわて木造住宅耐震改修事業者登録制度」登録者の情報提供や耐震診断・耐震改修等の各種相談を行うなど、市民が安心して耐震診断及び耐震改修を行える環境整備に努めます。

4 地震時の総合的な安全対策

①地震時の拠点となる建築物の機能確保

市有施設のうち地震発生時の避難場所や防災活動の拠点となる施設については、個々の状況、建築年次などの諸条件を勘案しながら優先的に耐震化に努めます。

②地震時における緊急輸送道路の確保

地震時における多数の者の円滑な避難、救急消防活動、避難者への緊急物資の輸送路等を確保するため、県及び市の地域防災計画に位置づけられた緊急輸送道路、避難道路に沿った建築物について、倒壊し通行の妨げにならないよう耐震化に努めます。

③ブロック塀の安全対策

地震によりブロック塀が崩壊すると、死傷者が出るほか避難及び救助・消火活動に支障が生じる可能性があることから、通学路、避難路や避難場所にある危険なブロック塀等の把握に努めます。

危険なブロック塀がある場合には、所有者に対して危険性を周知し、必要な安全対策を講じるよう促します。

④窓ガラス、天井、外壁等の落下物に対する安全対策

地震により窓ガラス、天井、外壁等が落下すると、死傷者が出るおそれや避難及び救助・消火活動にも支障が生じる可能性があることから、情報収集に努めます。

また、所有者に対して危険性を周知し、改修などの必要な安全対策を講じるよう促します。

⑤安全なエレベータ対策の推進

地震によりエレベータが停止し、閉じこめられた利用者の救出や復旧に時間を要する事案が発生していることから、エレベータの所有者に対して、点検やメンテナンスが的確かつ適切に行われるよう周知に努めます。

地震時におけるエレベータの閉じ込め等を防止するため、初期微動を感知し、最寄階に停止し、ドアを開放する装置の設置について、普及・啓発等を行います。

第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

- 1 将来想定される地震における震度分布の予測
市民自らが地域の危険要素を自覚できるよう、市全域の危険性の程度等を県や国、関係機関の調査を基にして作成した地図（二戸市防災マップ）により周知します。
- 2 相談体制の整備・情報提供の充実
建築物の所有者等が安心して耐震診断・耐震改修を行えるように木造住宅耐震相談窓口を設置し、耐震化に関する相談を行います。
また、耐震化に関する様々な情報について、市の広報紙に掲載するなど情報提供に努めます。
- 3 パンフレット等の活用
耐震診断及び耐震改修を促進するため、国、県、関係機関で作成したパンフレットを効果的に活用します。
また、「木造住宅耐震診断士派遣事業」及び「木造住宅耐震改修助成事業」の制度周知を行い、耐震化の促進を図ります。
- 4 リフォーム工事に併せた耐震改修工事への促進
耐震改修工事とリフォーム工事を併せて行うことは、効率的で費用の軽減にもなることから、これらを一体的に行った場合のメリットについて情報提供を行い、耐震改修の促進を図ります。
- 5 町内会、建築関係機関等との連携
岩手県、市、建築関係団体等と連携した戸別訪問やDMによる周知を行うなど、木造住宅の耐震化の促進に努めます。
また、消防団や自主防災組織との交流や町内会を単位とした地域説明会を開催するなど、市民に対する耐震診断・耐震改修の情報提供や普及・啓発に努めます。

第4章 耐震改修促進法・建築基準法等による指導等への協力

耐震改修促進法において所管行政庁である岩手県は、特定建築物の所有者に対して、特定建築物の耐震診断や耐震改修の必要があると認める場合は、必要な指導及び助言を行うことができるかとされています。また、一定規模以上の特定建築物の所有者に対しては、更に必要な指示ができるかとされており、指示に従わない場合には、その旨を公表できるとされています。

建築基準法においては、建築物の所有者が耐震改修などを行わず、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認める場合は、建築物の所有者、管理者又は占有

者に対して、相当の猶予期限を付けて、保安上の必要な措置をとることを勧告できるとされており、勧告に係る措置をとらなかった場合には、その勧告に係る措置をとることを命じることができるとされています。

市内において、岩手県が耐震改修促進法、建築基準法等による指導等の必要な措置を講じる場合には、岩手県と連携して協力を行い改善に努めるものとしします。

第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 「岩手県耐震改修促進協議会」への参加

岩手県、市町村、建築関係団体等の関係者で構成する協議会に参加し、耐震診断、耐震改修の普及・啓発に係る協力、情報交換等を行い、促進計画の円滑な実施を図ります。

2 その他

促進計画は、耐震化の促進状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、見直しができるものとしします。